

栃木県市町村合併推進審議会条例（平成十七年六月二十二日栃木県条例第三十五号）

（設置）

第一条 市町村の合併の特例等に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第六十条第一項の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、栃木県市町村合併推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（組織）

第二条 審議会は、委員十人以内で組織する。

2 委員は、学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

（委員の任期）

第三条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（会長）

第四条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第五条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（庶務）

第六条 審議会の庶務は、総務部において処理する。

（雑則）

第七条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例は、平成二十二年三月三十一日限り、その効力を失う。